

長岡市個人情報保護条例の一部改正（案）の概要

1 一部改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：マイナンバー法）の改正に伴い、新たに個人番号を利用することとする事務において特定個人情報を必要な範囲内で目的外利用することができるよう、長岡市個人情報保護条例の一部改正を行うもの。

2 改正箇所

実施機関が保有する特定個人情報を、必要な範囲において、条例別表第2に定める事務に利用目的以外の目的のために自ら利用することができるものとして、次の表を追加するもの。

（別表第2）

番号	実施機関	事務	特定個人情報
41	市長	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務	当該予防接種の対象者に係る予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した当該予防接種に関する記録に関する情報

3 施行の時期

以上の条例の一部改正について、令和2年12月市議会定例会に提案し、令和3年6月1日から施行することとしたい。

長岡市個人情報保護条例の一部を 改正する条例（案） パブリックコメント

（説明）

- 1 新旧対照表形式で、左欄に改正案の条文、右欄に現行の条文を記載しています。
- 2 左欄の条文中で下線のある部分は、今回改正をする部分です。
- 3 【略】と記載している部分は、改正をしない条文です。
- 4 新旧対象表に記載の条文のほか、必要な文言整理を行います。
- 5 改正条例の施行日は、令和3年6月1日の予定です。

長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）			
	実施機 関	事務	特定個人情報		実施機 関	事務	特定個人情報
	【略】				【略】		
4 1	市長	新型インフル エンザ等対策 特別措置法 （平成24年法 律第31号）第4 6条第3項の 規定により読 み替えて適用 する予防接種 法第6条第1 項の予防接種 の実施に關す る事務	当該予防接種 の対象者に係 る予防接種法 施行令（昭和23 年政令第197 号）第6条の2 第1項各号に 掲げる事項を 記載した当該 予防接種に關 する記録に關 する情報		【追加】		